

前橋市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～18 省略</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第12条において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第12条において「特例適用配当等の額」という。))の合計額</p>	<p>附 則</p> <p>1～18 省略</p>

から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

21～29 省略

30 附則第24項から前項までの規定は、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者が、病院等への入院等の際、それぞれ支所設置条例に規定する大胡支所、宮城支所又は粕川支所の所管区域内に住所を有していたと認められる場合について準用する。

31～36 省略

37 附則第31項から前項までの規定は、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者が、病院等への入院等の際、それぞれ支所設置条例に規定する大胡支所、宮城支所又は粕川支所の所管区域内に住所を有していたと認められる場合について準用する。

38～43 省略

44 附則第38項から前項までの規定は、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者が、病院等への入院等の際、それぞれ支所設置条例に規定する大胡支所、宮城支所又は粕川支所の所管区域内に住所を有していたと認められる場合について準用する。

45 省略

19～27 省略

28 附則第22項から前項までの規定は、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者が、病院等への入院等の際、それぞれ支所設置条例に規定する大胡支所、宮城支所又は粕川支所の所管区域内に住所を有していたと認められる場合について準用する。

29～34 省略

35 附則第29項から前項までの規定は、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者が、病院等への入院等の際、それぞれ支所設置条例に規定する大胡支所、宮城支所又は粕川支所の所管区域内に住所を有していたと認められる場合について準用する。

36～41 省略

42 附則第36項から前項までの規定は、国民健康保険法第116条の2の規定により本市の国民健康保険の被保険者とされる者が、病院等への入院等の際、それぞれ支所設置条例に規定する大胡支所、宮城支所又は粕川支所の所管区域内に住所を有していたと認められる場合について準用する。

43 省略